平成２２年（フ）第１７９２号
愛知県名古屋市守山区喜多山２丁目41番７号メゾン寿々喜４Ａ号
債務者　山本　法子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３２号
名古屋市港区小碓１丁目101番地
債務者　小林　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４５号
名古屋市中区千代田３丁目31番17号　鶴舞マンション５Ｂ号
債務者　松崎　マリ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２９号
愛知県日進市岩崎町竹ノ山37番地６　エルミタージュ　サウスコート203
債務者　松尾　誠司
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１３号
名古屋市千種区日岡町１丁目53番地　タウニーサンフィル101号
債務者　山田みつ子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６６号
名古屋市緑区鳴海町字矢切101番地　下郷アパート103号
債務者　渡邉美智代
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
京都府南丹市園部町小山西町大峠８番地18
債務者　吉岡千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１１０４号
堺市美原区今井380番地　美原病院内、住民票上の住所大阪市東住吉区鷹合４丁目13番22号　鷹合マンション405号
債務者　三口　史洋
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３１３号
大阪府藤井寺市野中１丁目233番地の４
債務者　西元　優美（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３９３号
大阪府藤井寺市川北２丁目４番12号、前住所大阪府藤井寺市川北３丁目５番１―703号
債務者　辻野　鎌吏
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３９４号
大阪府藤井寺市川北２丁目４番12号、前住所大阪府藤井寺市川北３丁目５番１―703号
債務者　辻野　由美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１３号
堺市中区東山373番地16
債務者　西辻　能子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
広島県三次市四拾貫町1111番地、前住所岡山県岡山市北区富町１丁目１番３号　フェリーチェ富町203号
債務者　是重　和弘
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１１３号
北海道歌志内市字中村５番地16
債務者　眞鍋　鈴美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
盛岡市玉山区下田字陣場54番地305
債務者　中村　正司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４２号
岩手県岩手郡雫石町万田渡101番地18、申立時の住所盛岡市中屋敷町８番54号　第１コーポ千葉102号
債務者　山本　貢司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６１４号
岩手県奥州市水沢区花園町１丁目５番13号
債務者　佐々木直弥
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部